会議結果報告書

会議	名 称	政策会議
日	時	平成31年4月23日(火) 午後2時30分~午後4時5分
場	所	3 A会議室
. I . I	出席	市長、宮村副市長、高村副市長、教育長、政策部長、総務部長、都市部長
出席者	事務局	総合政策課長、課長代理(政策調整担当)、担当者 陪席:秘書課長、課長代理(秘書担当)

議題:秦野市火災予防条例の一部を改正することについて					
担当部課等	予防課				
説 明 者	消防長、予防課長、課長代理(予防担当)				
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり				
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり				
	【説明】				
	資料に基づいて説明				
	【質疑及び意見等】				
	Q. スプリンクラー設備はどのような建物に設置されているか。				
	A. 福祉施設や規模の大きい店舗等に設置されている。スプリ				
	ンクラー設備が設置されている福祉施設等の建物が一般住宅				
	や共同住宅に用途を変更した場合は、住宅用火災警報器を設置した場合は、住宅用火災警報器を設置した場合は、住宅用火災警報器を設置している。				
	置しなくてもよい。				
	Q. 一般住宅を民泊で使用するという場合も考えられるか。				
	A. そういった場合も考えられる。一般住宅で民泊を行う場合、 中野小災担知記憶の記墨美姿が失いてが、民治ないが、200				
	自動火災報知設備の設置義務が生じるが、民泊部分が300 平方メートル未満であれば、特定小規模施設用自動火災報知				
(説明・意見等)	設備を設置することで自動火災報知設備の設置は免除でき				
	政備で改直することで自動八次和政備の改直は元例できる。				
	Q. 住宅用火災警報器の市内の普及率はどのくらいか。				
	A. 昨年6月現在、83%となっており、全国では81%。				
	Q. 費用的にはどちらが安価か。				
	A. 自動火災報知設備に比べれば特定小規模施設用自動火災報				
	知設備の方が安価になり、特定小規模施設用自動火災報知設				
	備と住宅用火災警報器では、住宅用火災警報器の方が安価に				
	なる。				
会議結果	原案了承				

議題:学校給食センター(仮称)の整備・運営事業について				
担当部課等	学校教育課			
説 明 者	教育部長、学校教育課長、中学校給食担当課長			
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり			
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり			
	【説明】			
	資料に基づいて説明			
	【質疑及び意見等】			
	Q. 資料1にある施設貸与型の「運営」とはどのようなことか。			
	A. 民間が施設を建設し、市が施設を借り上げて事務室を設置			
	して給食事業を運営する「民設公営」による運営としたい。			
	Q. 学校給食センターの建物全体を借上げる目的は何か。			
	A. パブコメ等による市民の意見では、民間に事業を委ねるこ			
	とへの不安が多く寄せられたため、施設全体を借り上げて本			
	市が直接給食事業を運営することで、市民の安全・安心を確			
会議経過	保したい。			
(説明・意見等)	Q. 契約はどのようか。 A. 代表企業と建設事業及び調理運営を一括で契約したいと考			
(机切) 总允守/	A. 代表正素と建設事業及び調理運営を一招で笑料したいと考し えている。20年の長期契約となるが、調理運営の部分につ			
	いては、経済情勢の変動を見込んで5年ごとに事業費を見直			
	したいと考えている。			
	Q. 建設業者と運営業者が全く関係の無いこともありえるとい			
	うことか。民設の効果は、建設した後にどのように合理的に			
	運営するかを見込んでいると考えるが、効果が薄れてしまう			
	のではないか。			
	A. 一括発注は、運営を踏まえた建設を行うなど、各専門企業の			
	意見を反映した「質の高い給食」の実現を目的とし、各企業の			
	連携等の結果として、コスト削減などの効果を期待するもの			
	である。			
会議結果	原案了承			

議題:秦野市介護保険条例の一部を改正することについて				
担当部課等	高齢介護課			
説明者	福祉部長、高齢介護課長、課長代理(高齢介護計画担当)			
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり			
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり			
	【説明】			
	資料に基づいて説明			
	【質疑及び意見等】			
	Q. 来年度、再度、条例改正をして最終的な保険料基準額に対す			
会議経過	る割合になると思うが、来年の3月議会に条例改正を上程す			
(説明・意見等)	ることになるのか。			
	A. 来年に関しては、時期は未定だが、再度、政令が公布される			
	と想定しており、それに合わせて対応していくことを考えて			
	いる。			
会議結果	原案了承			

一以上一